

情報障害者への情報保障と支援に関する一考察

A Study of the Information Security and Support for the Disabled Persons with Disadvantages to Information and Communication.

愼 英 弘

Shin,Yeong-hong

要旨

視覚や聴覚に障害のある者は“感覚障害者”とよばれている。具体的には、視覚障害者と聴覚障害者そして盲ろう者である。この3者は、情報入手や発信および行動上においてさまざまな困難を抱えている。

これら3障害者が抱えている情報障害の違いを比較するとともに、それらの困難を「解消」するための制度や取り組みについて明らかにすることが本稿の目的である。

分析の結果、困難を「解消」するための制度や取り組みの共通点や違い、そして問題点や課題を明らかにすることができた。

キーワード：視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者、情報障害者、情報障害、情報保障

はじめに

「情報障害」というとすぐに思い浮かぶのが「コンピューターを使えないことによる情報の格差」である。そして、そのような格差故に情報をスムーズに入手することが困難な者が「情報障害者」と思われがちである。しかし、「情報障害者」の状況は、そんな単純なものではない。

視覚障害者・聴覚障害者・盲ろう者（視覚・聴覚の重複障害者）などの“感覚障害者”は、いずれも“情報障害者”とよばれている。すなわち、これらの人は情報の入手（読む・聞く）や情報の発信（書く・話す）においてさまざまな困難を抱えているのである。

念のために一言しておくが、情報障害者は感覚障害者だけに限られたものではない。視覚や聴覚に障害はなくても、その人の置かれている状況によっては「情報障害」の状態になることがある。例えば、大震災が発生したりすると、その地域は破壊された状態になるため、テレビからの情報が入ってこなかったり、新聞が配達されないことにより新聞からの情報が入ってこなかったりする。しかし、このような状態にある人と感覚障害者とは本質的に異なっている。なぜなら、前者は単なる一時的な情報障害の状態に置かれているだけであり、後者の感覚障害者は永続的な情報障害の状態に置かれているからである。

感覚障害者は、情報入手や発信に困難を抱えていることによって、日常生活や社会生活を

する上でさまざまな制約があるだけではなく、さまざまな権利が制限されたりしてきたし、今以てすべてが解決している訳ではない。

本稿では、視覚障害者・聴覚障害者・盲ろう者の情報障害の状況の違いと、情報障害の状況を「解消」するための制度や取り組みについて明らかにするとともに、これらの障害者への支援について検討する。

1. 情報障害の状況の違い

この節では、視覚障害者・聴覚障害者・盲ろう者、すなわち感覚障害者の情報障害の状況の違いを明らかにする。

(1) 視覚障害者の「情報障害」の状況

“視覚障害者”といっても、視力の程度によってその状況は大きく異なっている。明暗すらも判らない全盲、明かりを感じる程度の視力がある光覚、目の前で手を動かすとそれが弁別できる眼前手動弁、目の前に手の指をかざしたときその指の数が判る指数弁、文字は見えないが一人歩きするのにはそれほど不自由がない程度の視力がある者¹⁾、大きな文字やルーペ等を使えば小さな文字でも読める程度の視力がある弱視、等々と視力の状態によってその状況は大きく異なっている。

このように、“視覚障害者”といってもさまざまな状況にあり、これらすべてについて述べることは紙幅の関係上困難であるので、ここでは、いわゆる全盲²⁾と弱視の視覚障害者を取り上げることにする。

視覚障害者の情報障害、その中でも情報入手の制約の主な具体例としては、次のようなものを挙げることができる。

- ① 全盲の者は墨字（目の見える人が使っている文字のこと）を独力では読むことができないが、弱視者はそれができる。しかし、ルーペや拡大読書器を使ったりすることもあるので、読むのに大変苦勞をしたりする者もいる。
- ② 全盲の者は写真や絵などの映像情報を独力では入手することができないが、弱視者はそれができる。しかし、巨大な映像や、線などが入り組んでいたり小さく描かれたりしている図形等になるとその内容を把握することが困難であったりする。
- ③ 全盲の者はテレビで放映されている内容を充分には把握することができないが、弱視者はそれができる。しかし、充分にとはいえない場合もあったりする。
- ④ 全盲の者は視覚を通しての周辺情報を入手することができなかつたり困難であったりするが、弱視者はそれができる。しかし、充分にできる訳ではない場合もある。

視覚障害者の情報障害、その中でも情報発信の制約の主な具体例としては、次のようなものを挙げることができる。

(ア) 全盲の者は墨字を独力では書くことができなかつたり困難であつたりするが、弱視者はそれができる。

(イ) 全盲の者は絵を描くことができなかつたり困難であつたりするが、弱視者はそれができる。

以上述べてきたように、視覚障害者は視力の状況によって、墨字の読み書き、映像や周辺情報の入手の状況に違いがある。

(2) 聴覚障害者の「情報障害」の状況

“聴覚障害者”といっても、聴力の程度によってその状況は大きく異なっている。全く音が聞こえない全ろうの者、耳の近くで大声で話すと聞こえる者、耳から少し離れても大声で話すと聞こえる者、耳の近くだと普通の声で話しても聞こえる者、耳から少し離れると普通の話し声では聞こえない者、小さな声だとほとんど聞こえない者、等々と聴力の状態によってその状況は大きく異なっている。

このようにさまざまな状況にある聴覚障害者すべてについて述べることは紙幅の関係上困難であるので、ここでは、全ろうといわゆる難聴³⁾の聴覚障害者を取り上げることにする。

聴覚障害者の情報障害、その中でも情報入手の制約の主な具体例としては、次のようなものを挙げることができる。

- ① 全ろうの者は音声を聞くことができないが、難聴者はそれができる。しかし、聴力の程度や周辺の音環境によってはそれが困難な場合もある。
- ② 全ろうの者も難聴者も写真や絵などの映像情報を独力で入手することができる。
- ③ 全ろうの者はテレビで放映されている内容を十分に把握することができなかつたり困難であつたり、ラジオの内容を把握することができないが、難聴者はそれができる。しかし、十分にできるとは限らない場合もある。
- ④ 全ろうの者は聴覚を通しての周辺情報を入手することができないが、難聴者はそれができる。しかし、十分にできるとは限らなかつたり、聴力の程度や音環境によっては困難な場合もある。
- ⑤ 全ろうの者の中には文字による文章の内容や抽象的な表現や漢字の意味を理解することが困難な者がいるが、難聴者はそれができる。しかし、十分にできるとは限らない場合もある。

聴覚障害者の情報障害、その中でも情報発信の制約の主な具体例としては、次のようなものを挙げることができる。

(ア) 全ろうの者は周囲の人々の状況によってはコミュニケーションをとることができなかつたり困難であつたりするが、難聴者はそれができる。しかし、いつでも必ずできると

は限らない場合もある。

(イ) 全ろうの者は電話を使うことができなかつたり困難であつたりするが、難聴者はそれができる。しかし、聴力の程度や音環境によっては困難な場合もある。

(ウ) 全ろうの者は文字による文章を作成することが困難な者もいるが、難聴者はそれができる。しかし、聴力の程度によっては大変苦勞をする者もいる。

以上述べてきたように、聴覚障害者は聴力の状況によって、文章等の理解、周辺情報の入手の状況、コミュニケーションの状況に違いがある。

(3) 盲ろう者の「情報障害」の状況

“盲ろう者”といつても、視力と聴力の程度によってその状況は大きく異なっている。視力も聴力も全くない全盲ろう、視力はないが聴力はある程度残っている盲難聴、聴力はないが視力はある程度残っている弱視ろう、視力も聴力もある程度残っている弱視難聴、等々と視力と聴力の障害の状態によって4タイプに分けることができる。さらには、残存視力や残存聴力の状態によっては盲ろう者の障害の幅は非常に大きいので、盲ろうの状況は大きく異なっている⁴⁾。

このようにさまざまな状況にある盲ろう者すべてについて述べることは紙幅の関係上困難であるので、ここでは、前述の4タイプの盲ろう者を取り上げることとする。

盲ろう者の情報障害、その中でも情報入手の制約の主な具体例としては、次のようなものを挙げることができる。

- ① 全盲ろうの者は音声と墨字の両方の情報を独力では入手することができないが、弱視難聴の者はその両方とも、盲難聴の者は音声、弱視ろうの者は墨字の情報を入手することができる。しかし、充分にできるとは限らない場合もある。
- ② 全盲ろうと盲難聴の者は写真や絵などの映像情報を独力では入手することができないが、弱視ろうと弱視難聴の者はそれができる。しかし、巨大な映像や、線などが入り組んでいたり小さく描かれたりしている図形等になるとその内容を把握することが困難であつたりする。
- ③ 全盲ろうの者はテレビやラジオの内容を独力では把握することができないが、盲難聴と弱視難聴の者はそれができる。しかし、充分に把握するのは困難であつたりする。また、弱視ろうの者は、テレビの内容はある程度把握することができるがラジオの内容を把握することはできない。
- ④ 全盲ろうの者は視覚と聴覚を通しての周辺情報を入手することができないし、盲難聴の者は視覚を通しての、弱視ろうの者は聴覚を通してのそれができないが、弱視難聴の者は視覚と聴覚の両方を通してそれができる。しかし、視力や聴力の程度および周辺の音環境によっては充分にできるとは限らない場合もある。

盲ろう者の情報障害、その中でも情報発信の制約の主な具体例としては、次のようなものを挙げることができる。

- (ア) 全盲ろうと盲難聴の者は墨字を独力では書くことができなかつたり困難であつたりするが、弱視ろうと弱視難聴の者はそれができる。
- (イ) 全盲ろうと弱視ろうの者は電話を使うことができなかつたり困難であつたりするが、盲難聴と弱視難聴の者はそれができる。しかし、聴力の程度や音環境によっては困難な場合もある。
- (ウ) 全盲ろうの者は周囲の人々の状況によってはコミュニケーションをとることができなかつたり困難であつたりするが、盲難聴と弱視ろうと弱視難聴の者はそれができる。しかし、いつでも必ずできるとは限らない場合もある。

以上述べてきたように、盲ろう者は視力や聴力の状況によって、墨字や音声情報の入手の状況、周辺情報の入手の状況、墨字の読み書きやコミュニケーションの状況に違いがある。

感覚障害者の障害状況は、以上述べてきたことから明らかなように、障害種別や障害程度によって大きく異なっており、その結果、情報障害の状況も大きく異なっている。同じ障害種別であっても、その障害の程度によって情報障害の状況は極めて複雑な違いがあり、それが故に生活上での困難にも複雑な違いが生じる。

このような複雑な違いを、できる限り単純化して、感覚障害者の情報障害からくる生活上の困難とそれを「解消」するための制度や取り組みについて、次節以降で述べることにする。

2. 外出時の困難と、それを「解消」するための制度や取り組み

障害者は大なり小なり二つの困難を抱えている。それは行動上の困難と情報上の困難である。前者は特に単独での外出において困難な状況があるということであり、後者は特に音声や墨字の情報入手や発信において困難があるということである。障害者の中でも感覚障害者はそれらの困難が際立っている。

この節では、前者について取り上げ、後者については次節で取り上げることにする。

前者について、まず、感覚障害者が抱える困難の違いを明らかにし、次に、それらの困難を「解消」するための制度や取り組みについて述べることにする。

(1) 視覚障害者はなぜ単独での外出が可能なのか

安全かつ自由な外出が自力＝単独でできるためには、独力で周辺情報の入手ができなければならない。逆にいうと、周辺情報を独力で入手することができなければ、自力＝単独での安全かつ自由な外出をすることは困難である。

それでは、視覚障害者はなぜ単独での外出が可能なのだろうか。換言すれば、どのような

場合に視覚障害者は単独での外出が可能になり、どのような場合に困難になるのだろうか。視力の状況によって、次の3点を指摘することができる。

- ① 全盲の者は、視覚を通しての周辺情報入手は困難であるが、聴覚によって音の情報を入手することができるので、単独での外出は可能である。しかし、全盲の者すべてができる訳ではないし、また、できるとしても自力での安全確保は完全とは限らない。
- ② 弱視者は、視覚を通しての周辺情報がある程度入手できるし、聴覚によって音の情報も入手することができるので、単独での外出はできる。弱視の程度が相当な強度であったとしても、「生活視力」⁵⁾によって、安全確保も自力で可能である。
- ③ 準盲の者は、視覚を通しての周辺情報入手が少しは可能であり、聴覚によって音の情報も入手することができるので、単独での外出は可能である。準盲の者の場合も、「生活視力」によって、安全確保も自力で可能であるが、弱視者よりは安全確保の度合いは低くなる。

全盲の者は聴覚を通して周辺情報を入手することができるので、単独での外出は可能ではあるが、安全確保が自力で完全にできるとは限らないため、全盲の者の中には恐怖心から単独での外出ができない者もいる。したがって、全盲の者が単独で外出するという状況は、晴眼者（目の見える人のこと）には想像を絶するものがある。

（２）聴覚障害者は単独での外出に困難はないのか

前項でも述べたように、自らが安全確保をしながら外出をするには、周辺情報を独力で入手する必要がある。聴覚障害者の場合は、視覚を通しての周辺情報を入手することができるので、自らの力で安全確保をして外出することができる。

それでは、聴覚障害者は単独での外出において、困難は全くないのだろうか。換言すれば、どのような場合に聴覚障害者は単独での外出時に安全確保上の困難があるのだろうか。聴力の状況によって、次の2点を指摘することができる。

- ① 全ろうの者は、聴覚を通しての周辺情報はまったく入手できないが、視覚を通しての周辺情報を入手することができるので、単独での外出はできる。しかし、後ろからの自動車等の接近を察知するのは比較的困難であるため、自分自身の努力だけでは安全確保が困難な場合もある。
- ② 難聴者は、聴覚を通しての周辺情報はある程度入手できるし、視覚を通しての周辺情報も入手することができるので、単独での外出はできる。後ろからの自動車等の接近もある程度は察知が可能であるため、自分自身の努力によって、安全確保の度合いは全ろうの者よりは高くなる。

全ろうであろうが難聴であろうが、聴覚障害者は視覚を通しての周辺情報が入手できるので、自ら安全確保をしながら単独での外出ができる。しかし、コミュニケーション上に困難

がある聴覚障害者の場合には、外出がスムーズにいかないこともある。

（３）盲ろう者はなぜ単独での外出が可能なのか

繰り返して強調すると、自らの努力で安全確保をしながら外出をするには、視覚または聴覚あるいはその両方を通して周辺情報を独力で入手する必要がある。

盲ろう者の場合は、視覚や聴覚を通しての周辺情報を入手することが困難な場合があるので、自らの力で安全確保をして単独で外出することが困難な状況にある。

それでは、盲ろう者は単独での外出が全くできないのだろうか。換言すれば、どのような場合に盲ろう者は単独での外出が可能なのだろうか。視力や聴力の状況によって、次の４点を指摘することができる。

- ① 全盲ろうの者は、視覚と聴覚の両方とも周辺情報の入手ができないので、単独での外出は困難である。しかし、慣れた近隣の場所への外出は単独でも可能であるが、安全確保は自らの努力だけでは困難である。
- ② 盲難聴の者は、視覚を通して周辺情報を入手することはできないが、聴覚を通してある程度周辺情報を入手することができるので、単独での外出は可能である。しかし、聴力の状況によっては、安全確保は自分自身の努力だけでは困難な場合もある。
- ③ 弱視ろうの者は、聴覚を通して周辺情報を入手することはできないが、視覚を通してある程度周辺情報を入手することができるので、単独での外出は可能である。しかし、視力の状況によっては、安全確保は自分自身の努力だけでは困難な場合もある。
- ④ 弱視難聴の者は、視覚と聴覚の両方を通して周辺情報をある程度入手することができるので、単独での外出は可能である。しかし、視力や聴力の状況によっては、安全確保は自分自身の努力だけでは困難な場合もある。とはいえ、盲難聴や弱視ろうの者に比べると、安全性は高くなる。

盲ろう者は視覚と聴覚の両方に障害を併せもっているので、これらの感覚器官を通して周辺情報を入手することはできないが、全盲ろうであっても近隣の慣れた場所への外出であれば単独で可能であり、その他の盲ろう者は視覚か聴覚のどちらか或いはその両方から周辺情報をある程度得ることができるので、単独での外出は可能である。しかし、「可能である」というだけであって、現実には、相当の勇気がない限りは、視覚障害者以上に恐怖心があるために単独での外出は困難になる。

（４）感覚障害者の外出時における困難を「解消」するための制度や取り組み

視覚障害者の外出時における安全確保のための制度や取り組みとして、“同行援護”制度、ボランティアの協力、点字ブロック・音響式信号機の設置を取り上げ、その長所や問題点について述べることにする。

- ① 同行援護制度は、視覚障害者団体の要望を受けて２０１１（平成２３）年１０月から実施された“障害福祉サービス”である。この制度の実施によって、視覚障害者への外出支援は国の義務的経費による個別給付となったことや、通院に利用できるようになったことは大きな長所である。

しかし、同制度は、地域生活支援事業の移動支援事業と同様、相変わらず自治体によって大きな格差があるという問題点は解消されていない。例えば、教会の礼拝への参加を「宗教活動」であるとして利用を認めない自治体がある。また、病院内での移動には原則として利用できないという問題点がある。さらには、次のような問題点も引き起こされている。

同行援護制度は障害福祉サービスになったので、利用者の自己負担は単価の１割という定率負担になる。この負担に対して、同制度実施以前から、障害者団体等からの強い批判があったため、２０１０（平成２２）年１２月の障害者自立支援法改正法によって、低所得者に対する費用負担は「応能負担」となった。これによって、「一般」と分類される利用者との費用負担に大きな格差が生じるという問題点を引き起こしている⁶⁾。

- ② かつては各地に視覚障害者の外出を支援するための“手引きの会”というようなボランティア団体があった。２００３（平成１５）年から実施された“支援費支給制度”の“移動介護”や、２００６（平成１８）年から施行された障害者自立支援法によって、視覚障害者の外出を支援する事業が“移動支援”や“同行援護”として制度化された。これによって、視覚障害者の外出が制度として保障されることとなったのは、大いなる長所である。

しかし、外出支援の制度化によって、“手引きの会”のようなボランティア活動をする団体が減少するという問題点が生じている。

ボランティアの手助けによって外出を支援されていた視覚障害者にとって、外出支援が法律に基づくサービスとして制度化されたことは社会保障の観点からすると素晴らしいことである。とはいえ、法に基づく制度にはさまざまな制約があるため、法に基づく外出支援には限界がある。その限界を乗り越えるものが、賛否両論はあるとしても、ボランティア活動であることは多言を要しない。そのようなボランティア活動をしている“手引きの会”のような組織が減少したことは、視覚障害者にとって打撃以外の何物でもない。

- ③ 視覚障害者が単独で外出する際に安全確保等ができるようにするため、点字ブロックが敷設されている。これによって、視覚障害者のホームからの転落をある程度は防ぐことができているという長所がある。

しかし、点字ブロックの敷設が未統一という問題点は未だに解消されていない。さらには、“誘導ブロック”の上に自転車や自動車が置かれていたり、“警告ブロック”の上に人が立っていたり荷物が置かれていたりするなど、点字ブロックに対する社会の人々の認識がまだまだ低いという問題点もある。

- ④ 視覚障害者が道路を安全に横断することができるようにするため、信号機の色が青になると音が出るようにしてある音響式信号機が設置されている。この音響式信号機が設置さ

れている道路であれば、視覚障害者は単独でも安全に道路を渡ることができるという長所がある。

しかし、音響式信号機は常に作動しているとは限らないという問題点がある⁷⁾。また、特に住宅地には音響式信号機が設置されていない場合が多いという問題点もある。

聴覚障害者は視覚を通して周辺情報を入手することができるとのことで、外出時における安全確保のための支援制度や取り組みとしては特別なものはないが、支援設備は整いつつある。電光板の設置と交通運賃の割引制度を取り上げ、その長所や問題点について述べることにする。

- ① 電車の中など交通機関等における電光板での文字による情報の提供が進んでいる。これは特に聴覚障害者だけのためのものではないが、電光板の設置によって、次の停車駅を知ることができる。これによって、聴覚障害者は下車駅であるかどうかを事前に知ることができるという長所がある。

しかし、手話での情報の提供は電光板ではなされていないので、すべての聴覚障害者にとっての支援であるとは言い難い問題点がある。

- ② 聴覚障害者に対する外出支援のための移動支援制度はないが、交通機関の利用における介助者の運賃割引制度は適用されている。これによって、聴覚障害者が介助者とともに交通機関を利用したときに運賃の面での特別な負担はないという長所がある。

しかし、聴覚障害者は視覚を通して周辺情報は入手できるとはいえ、いつでも必ず安全に目的の場所まで行くことができるとは限らない。それにもかかわらず、外出支援の制度がないのは、交通運賃の割引適用制度と矛盾する大きな問題点である。

盲ろう者の外出時における安全確保等のための制度や取り組みとして、“通訳・介助員”制度、ボランティアの協力、触知式信号機の設置等を取り上げ、その長所や問題点について述べることにする。

- ① “通訳・介助員”（通常は「通訳・介助者」とよばれている）の派遣制度は、盲ろう者だけを対象にした固有の福祉サービスである。同制度は、盲ろう者の外出時の安全を確保するだけのものではなく、外出時に情報を提供したりコミュニケーションがとれるようにしたりするための支援制度である。この制度には、制度の利用によって盲ろう者は孤独から解放されるという画期的な長所がある⁸⁾。また、同制度の利用における費用負担は、管見の限りでは、自治体による格差がないのも長所である。

しかし、同制度は、利用時間数等において自治体によって大きな格差があるという問題点がある。

- ② 障害者のさまざまなニーズを満たすために種々のボランティア活動が行われている。ボランティア活動は情熱だけではできないこともある。それは、一定の技術を必要とする支

援の場合である。そのような場合には、その技術を身につけていなければ、支援のしようがないのである。盲ろう者への支援のためには、通訳と介助（手引き）という技術を必要とする。これらの技術は通訳・介助者養成研修等で基本的なものは習得することができる。研修等を受けずにそれらの技術を身につけている人は極めて少ない。したがって、それらの技術を身につけているボランティアの確保は極めて困難な状況にある。

- ③ 視覚障害者のためには音響式信号機が設置されているが、これは盲ろう者にとっては充分には役に立たない。そこで、盲ろう者にとって役に立つ信号機の設置が必要である。それは“触知式信号機”とよばれるものである。信号機の色が青になると触知式信号機のポールが振動する。そのポールに手を触れていると、盲ろう者は振動によって信号機の色が青になったことを確認することができる。この信号機の設置は、盲ろう者が単独で移動する際に安全に道路を横断するためには必要であり、その設置は長所以外の何物でもない。

しかし、触知式信号機の数には極めて少ないという問題点がある。

- ④ “同行援護”制度は盲ろう者も利用可能である。しかし、通訳・介助員制度と同行援護制度の両方とも利用できるかどうかは自治体による。

盲ろう者の外出やコミュニケーションを支援する通訳・介助員派遣制度は、盲ろう者にとっては素晴らしい制度であるが、利用時間数等に制限があるので、十分なサービス状況とはいえない。したがって、他のサービスとの併用が認められる必要があることはいうまでもない。それにもかかわらず、併用できる自治体とできない自治体があるという問題点がある。

3. 墨字・音声情報障害を「解消」するための制度や取り組み

前節の冒頭で、障害者は大なり小なり二つの困難を抱えている、と述べた。そしてそれは、行動上の困難と情報上の困難である、とも述べた。前者については前節で述べたので、この節では後者について述べることにする。

障害者の中でも感覚障害者は、特に墨字・音声の情報入手や発信において困難が際立っている。これらの困難を解決するために、さまざまな制度の実施や取り組みがなされている。ここでは、その主なものを取り上げて述べるとともに、その長所や短所や問題点を明らかにすることにする。

（1）視覚障害者の情報障害を「解消」するための制度や取り組み

独力で墨字処理をすることができなかつたり困難であつたりする視覚障害者が墨字処理をすること、つまり墨字を読んだり書いたりすることは、視覚障害者の日常生活や社会生活にとって解決しなければならない最も大きな課題の一つである。

視覚障害者が墨字を処理するための制度や取り組みの主なものとしては、次のようなものを挙げることができる。

① 点訳

点訳とは周知の通り墨字を点字に訳すことである。点訳は点字出版所等による点字本発行の事業としてなされている場合もあるが、点訳のほとんどはボランティアによるボランティア活動の一つとして行われている。したがって、出版されている墨字図書のうち点訳されるのはすべて合わせても1割にも満たない状況である。しかし、厚生労働省の「身体障害児・者実態調査」によると点字ができるのは視覚障害者のうち12.7%に過ぎないので、点訳がなされたならば、それですべてが解決するという訳ではない。

点訳されたものは、じっくりと考えながら自分のペースで読むことができるので、“主体的読書”とよばれることもある。点訳することは主体的読書ができるという点では長所であるが、点訳が完成するまでには長い月日がかかるという点は問題点である。

② 音訳

音訳とは墨字を音に訳すことである。「音に訳す」という表現は聞きなれないかも知れないが、視覚障害者の世界では40年ほど前から使われるようになった言葉である。音訳されたものを形として残すのは録音である。したがって、音訳は録音とほぼ同義語のように使われている。

墨字書の音訳(録音)は点訳に比べると、一般的には早く完成する。その点では長所であるが、再生機を所持していなければ聞くことができない点や、録音の方式によってはカセットテープレコーダー・CD再生機・デジタイズ再生機等の機器を所持していなければ聞くことができないという点では短所である。また、録音されたスピードに合わせて読書しなければならないので、“客体的読書”とよばれることもあるように、簡単な内容か複雑な内容かによってセンテンス毎にスピードを変えて自分の理解度に合わせて聞くことが困難という点でも短所である。

③ 対面朗読

対面朗読とは対面リーディングや対面音訳ともよばれるものであり、それは朗読者(音訳者)に視覚障害者が直接墨字文書を読んでもらうことである。一般的には机を挟んで“対面”して読んでもらうのでこのようによばれているが、対面せず横に座って読んでもらってもこのようによばれている。

対面朗読は直接出会って墨字文書や図書を読んでもらうので、同音異義語や初めて聞く言葉等については、その都度事典や辞書を引いてもらうことができるから内容を完全に把握することができる。その点では、点訳や音訳(録音)に比べると大きな長所であるが、対面朗読サービスをしている場所まで行かなければならないという点では短所である。

対面朗読サービスは一般的には点字図書館や公共図書館で行われている。その場所まで単独で行くことができる視覚障害者はそのサービスを利用することができるが、単独で行くことができない視覚障害者はガイドヘルパー等の手助けを必要とする。手助けをしてくれる人がいなければ、対面朗読サービスを利用することができないという問題点がある。さらには、

ガイドヘルパーを利用した場合には、利用料を負担しなければならないこともあるので、対面朗読サービスの利用には金銭的負担がかかる場合もあるという点では問題点である。

④ 電話やファックスによる代読サービス

今から30数年前に、初めて電話による新聞記事の代読サービスが日本ライトハウス盲人情報文化センター（現・日本ライトハウス情報文化センター）で行われた。そしてその後、企業における社会貢献のボランティア活動として行われるようになっている。これは、視覚障害者がサービス提供団体に電話をかけると、指定した新聞の記事を電話を通して読んでくれるというサービスである。

このサービスは、テレビやラジオで流されたニュースの内容を更に詳しく新聞記事によって知りたいというときに大いに役立つ。その点では長所であるが、1回の通話で読んでくれる記事の件数（一般的には1件）に制限が加えられているという点では短所である。また、新聞記事の内容は読んでくれるが、各新聞にどのような記事が掲載されているかを読み上げるサービスを、一般的にはしていないという状況であり、その点は問題点である。さらには、このサービスを提供している団体が極めて少ないという点も残念な状況である。

手紙等の墨字文書をファックスすると、それを電話を通して代読してくれるサービスもある。緊急時には大いに役立つが、そのようなサービスをしている団体が極めて少ないというのは、これまた残念な状況である。

⑤ ホームヘルパーや同行援護従業者による代読・代筆

役所から届いた文書や手紙等の墨字の処理は、家の中ではホームヘルパーによって、外出したときには2011（平成23）年10月からは同行援護従業者によって行われている。かつては金融機関で自分の預貯金を引き出そうとしても代筆サービスがなかったために、自分のお金であるにもかかわらず引き出すことができないという大問題が生じていた。同行援護制度が実施されることによって、視覚障害者は外出時に代読や代筆のサービスを同行援護従業者（ガイドヘルパー）から受けることができるようになり、預貯金の引き出しもこのサービスの利用によってできるようになった。これは画期的な長所である。

しかし、制度に則らない外出においてはガイドヘルパーから代読や代筆のサービスを受けられないおそれがあり、常に代読や代筆のサービスを受けることができる訳ではないという問題点もある。

以上のほかに、コンピューターを駆使して独力で墨字処理をしている視覚障害者がいる。コンピューターを使って墨字文書を作成することは大いに可能であるが、レイアウトの複雑な墨字文書や印刷のインクに斑があるような場合や手書きで続け字で書いてある墨字文書等は、コンピューターでは完全に読むことは不可能である。そのことからすると、コンピューターを使って墨字文書を隅から隅まで洩れなく正しく読むことができる訳ではない。この点では、最終的には人の力に頼るしかない。したがって、早期に「コミュニケーション支援者」

の派遣制度を創設すべきである。視覚障害者にとっていつでもどこでも必要なときに自由に墨字処理ができるようになるための制度が、このコミュニケーション支援者派遣制度である。しかし、この制度は未だに実施されていない。一日も早い創設が求められる。

視覚障害者がテレビ等の映像メディアによる情報の内容を把握するためには、次の二つの取り組みの更なる充実が必要である。

① テレビや映画に副音声解説を付ける

副音声解説とは、テレビや映画での画面の情景を説明する声を流すことである。テレビのごく一部のドラマでは副音声解説が付いているが、数としては極めて少ない。また、映画に副音声解説が付けられていることも極めて少ない。

副音声解説が付いているテレビや映画だと、視覚障害者はその場面を充分とはいえないかも知れないが把握することができる。これによって、視覚障害者はテレビや映画を今まで以上に楽しむことができるので、副音声解説が付いていることは大いに長所である。しかし、副音声解説の付け方によっては、場面の状況をずれて把握することもあるので、問題点が生じることもある。

② 字幕を読むサービスの提供

字幕を読むサービスとは、特に映画館において外国映画に付けられている字幕を視覚障害者のために読むサービスである。最近では、字幕を読むサービスを提供する映画館が、ごく僅かずつではあるが増えてきている。このサービスが提供されるならば、字幕を読むことができない視覚障害者も、外国映画を晴眼者同様に楽しむことが可能になる。その点では、このサービスをすることは長所である。しかし、読み方を間違えたりすれば誤った内容が伝わるので、問題が生じることもある。

さらには、副音声解説が付いていない映画であれば、字幕を読むだけではなく画面の情景をも説明するサービスを付け加えるならば、これまた大きな長所である。

総務省は、テレビ放送における字幕や手話、および音声解説放送の普及目標を定めた“視聴覚障害者向け放送普及行政の指針”を2007（平成19）年に策定した。策定時から、技術動向を見極めて5年後に見直すことを予め決めており、その見直しが行われた。字幕放送については、2017（平成29）年度までに対象の放送番組すべてに字幕を付与するという従来の目標に加えて、大規模災害時等の緊急時放送で可能な限りすべてに字幕を付与することにした。しかしながら、音声解説放送については新たな目標の追加はなかった。音声解説放送の目標は、2017年度までにNHK（総合）と民間放送ともに、対象となる放送番組の10％に、NHK（教育、Eテレ）については15％に付与することが目標である。2011（平成23）年度において音声解説が付与されている番組の割合は、NHK（総合）で8.9％、NHK（教育）で12.0％、在京の民間放送キー5局の平均で3.0％にそれぞれ

れ止まっている状況である。因みに、2ヵ国語放送等の2以上の音声を使用している放送番組に、更に副音声を付与することは現状では困難なようである。

（２）聴覚障害者の情報障害を「解消」するための制度や取り組み

独力で音声情報を処理することができなかつたり困難であつたりする聴覚障害者が、音声による会話の処理をすること、つまりコミュニケーションをとること等は、聴覚障害者の日常生活や社会生活にとって解決しなければならない最も大きな課題の一つである。

聴覚障害者が音声情報を処理する方法すなわちコミュニケーションをとるための制度や取り組みの主なものとしては、次のようなものを挙げることができる。

① 手話通訳者派遣制度

手話をコミュニケーションの中心的手段としている聴覚障害者が、手話ができない人とのコミュニケーションをとったり音声情報の内容を把握したりするためには、手話による通訳が必要である。

障害者自立支援法における地域生活支援事業の中で、コミュニケーション支援事業として手話通訳者の派遣が自治体の必須事業として制度化された。これによって、手話をコミュニケーション手段としている聴覚障害者が、周囲の人とコミュニケーションをとることがたやすくできるようになったり音声情報の内容を手話を通して把握することができるようになったりしている。この点では、この制度は非常に長所である。しかし、いつでもどこでも必要となときに自由に制限が加えられることもなく利用できるとは限らない場合もあるという点は、この制度の問題点である。

また、手話通訳者によって行われる手話のほとんどは日本語対応手話であり、伝統的な日本手話を使用している聴覚障害者にとっては十分な状況ではない。伝統的な日本手話ができる通訳者がほとんどいないという状況は残念であり、伝統的な日本手話ができる通訳者の養成がほとんどなされていない状況は制度の問題点である。

② 要約筆記奉仕員派遣制度

手話ができない聴覚障害者が、音声情報の内容を把握できるようにすることは当然必要である。それを実現するためのものが“要約筆記奉仕員派遣制度”である。

この制度によって、手話ができない聴覚障害者が講演等を聞く際に、要約筆記によってその講演の内容を把握することができるようになっているほか、さまざまな音声情報の内容を把握することができるようになっている点では、非常に長所である。しかし、個人の日常生活や社会生活をする全般にわたって制度を利用できる訳ではないという点では、制度そのものに問題点もある。

③ ボランティアによる手話通訳

手話通訳はもともとボランティア活動として行われていた。情報保障の制度化を求める声が高まり、それを求める運動が展開されたことによって、手話通訳者の派遣は制度化された。

そのことは素晴らしいことではあるが、手話通訳ができる多くの人材が制度の中で活動するようになったため、ボランティアとして手話通訳をする人材が減少している状況がある。手話通訳者を派遣する制度の実現という長所の反面、ボランティアによる手話通訳活動の減少という問題が現れているのである。

聴覚障害者がテレビ等の映像メディアによる情報の内容を十分に把握することができるようになるためには、次の二つの取り組みの更なる充実が必要である。

① 字幕を付ける

すべてのテレビ番組や映画に音声の内容に等しい字幕を可能な限り付けるならば、今まで以上にテレビや映画を楽しむことができるようになるはずである。最近では、字幕が付けられることが多くなったとはいえ、まだまだ十分な状況とはいえない。

② 手話通訳の解説を付ける

前項で述べたように、視覚障害者がテレビ等の内容を十分に把握することができるようになるためには、副音声解説の充実を図ることを強調しておいた。それと同様、手話ができる聴覚障害者のために、手話通訳の解説を付けるならば、文字を十分に理解することが困難な聴覚障害者にとっては画期的な情報環境の充実になる。

（３）盲ろう者の情報障害を「解消」するための制度や取り組み

独力で墨字や音声情報を処理したり周辺情報を入手したりすることができなかつたり困難であったりする盲ろう者が、墨字や音声情報を処理することや周辺情報を入手すること、つまり墨字を読んだり書いたりコミュニケーションをとったりすること等は、盲ろう者の日常生活や社会生活にとって解決しなければならない最も大きな課題の一つである。

盲ろう者が墨字や音声情報を処理したり周辺情報を入手したりするための制度や取り組みの主なものとしては、次のようなものを挙げることができる。

① 通訳・介助員派遣制度

盲ろう者のための固有の福祉サービスであるこの制度は、現在ではすべての都道府県で実施されている。その点では盲ろう者福祉が充実しつつあるといえるが、前節で述べたような問題点がある。

② 手話通訳者派遣制度

盲ろう者の中でも接近手話や触読手話ができる者は、この制度の利用によって、墨字や音声や周辺情報を入手することができる。自治体によっては“通訳・介助員派遣制度”との併用が認められている場合もあるが、認められていない場合もある。盲ろう者は日常生活や社会生活をするに当たって多くの通訳時間を必要としている。そのためには両方の制度の利用が認められて然るべきである。それにもかかわらず、併用が認められていない自治体があるのは問題点である。

③ 要約筆記奉仕員派遣制度

盲ろう者の中には拡大文字であれば読むことができる者もいる。そのような盲ろう者は、この制度を利用して特に音声情報の内容を拡大文字によって知ることができる。その点ではこの制度は長所である。しかし、会議や講演会等への派遣は認められるが、私的な用件での個人に対する派遣を認めていないのがほとんどであるのは問題点である。

④ 移動支援事業・同行援護制度

同行援護制度や地域生活支援事業である移動支援事業を、自治体によっては、盲ろう者のための固有の福祉サービスである通訳・介助員派遣制度と併用できるところもある。併用が認められている自治体に住んでいるか、認められていない自治体に住んでいるかで情報入手やコミュニケーション保障に格差が生じるのは問題点以外の何物でもない。

⑤ 点訳・拡大文字等による提供

盲ろう者の中には点字の読み書きができる者や、拡大文字ならば読める者もいる。そのような盲ろう者に対して、音声情報等の内容を点字にしたり拡大文字にしたりして提供することによって、更に情報入手の環境が充実することになる。

以上、感覚障害者が墨字や音声や周辺情報の処理を可能にするための制度や取り組みについて述べてきたが、ここで指摘した問題点を解決するならば、感覚障害者の情報処理環境はこれまで以上に充実することは改めていうまでもない。

4. 科学技術の利用

感覚障害者がさまざまな情報を入手したりコミュニケーションをとったりするためには、前節までに述べてきたようなさまざまな方法がある。これら以外にも、科学技術の発達は障害者の日常生活や社会生活を画期的に変革することは多言を要しない。換言すれば、発達した科学技術を利用することによって、障害者は生活状況を画期的に変革させることができるのである。

(1) さまざまな機器を利用した情報入手や外出支援

昨今の科学技術の発達の中でもコンピューターと携帯電話のそれは目覚ましいものがある。ここでは、この二つを取り上げることにする。

① コンピューター

かつてコンピューターは大変高価なものであった。つい二昔前にはパーソナル・コンピューターとソフトや周辺機器を揃えるだけで100万円近い金額を要したが、現在ではその5分の1を遥かに下回っており、比較的手に入れ易くなっている。

コンピューターのディスプレイに表示される墨字は、音声装置や点字ディスプレイによって音声や点字で出力させることができる。視覚障害者や盲ろう者はそれらの機器を使えば、

コンピューターを操作することができ、墨字の読み書きやさまざまな情報の入手ができるのである。特に盲ろう者の場合は、通訳者がいなければ周囲の者とコミュニケーションがとれないことや、遠距離の者とのコミュニケーションをとることができないことがほとんどであったが、別の表現をするならば盲ろう者は数10センチの文化圏に縛り付けられていたが、コンピューターを使えば、通訳者を介在させることなく遠距離の者とも直接コミュニケーションをとることができる。このことは、盲ろう者のコミュニケーション環境に革命的状況をもたらした⁹⁾。

② 携帯電話

携帯電話の普及は目覚ましいものがある。そして、比較的安価な費用で利用できる。この携帯電話の機能の内でもメールの機能は、聴覚障害者に革命的状況をもたらしている。すなわち、手話通訳等の通訳者を介してしかコミュニケーションをとることができなかった聴覚障害者は、携帯電話のメール機能を使えば、通訳者を介すことなく直接遠方の者ともコミュニケーションをとることができるようになったのである。これこそ革命的状況の最たるものである。

そればかりではない。携帯電話のGPS機能を使って視覚障害者の外出支援が実際に行われており、携帯電話の画面を見ることも音声を聞くこともできない盲ろう者が点字方式で出力される体表の感覚の読み取りによって遠方の者とのコミュニケーションをとることができるようにするための技術開発も進んでいる。

このように、携帯電話の機能の進歩は止まるところを知らず、その進歩は感覚障害者の生活に革命的状況をもたらしているのである。

(2) コンピューター等の操作の支援

感覚障害者がコンピューターや携帯電話の機能を最大限に利用できるようになるためには、コンピューターや携帯電話を自由に操作できなければならない。

感覚障害者が特にコンピューターを利用しての情報入手や墨字処理をすることができるようになるためには、感覚障害者に対して少なくとも次の二つの支援をしなければならない。

① 墨字や点字の習得のための支援

コンピューターを操作するためには、一般的には文字による入力が必要である。その文字とは墨字または点字である。墨字か点字を知っていなければ、コンピューターの機能を使うことは困難である。最近では、音声入力もある程度は可能になっているが、主流はまだまだ文字入力である。

したがって、感覚障害者がコンピューターの機能を十分に利用するためには、墨字や点字の習得が必要である。このような文字の習得は一般的には学校教育の中で行われるが、文字の教育がなされるまでには至っていない重複障害者や、中途失明したために点字を習得していない者に対して、墨字や点字の習得のための支援体制を整える必要がある。

② IT講習会の充実

コンピューターや携帯電話の操作ができるようになるための I T 講習会の充実が必要である。一度や二度の講習会への参加でコンピューターや携帯電話の機能を操作できるようになる者もいるが、ほとんどの人はそのような状況ではないだろう。したがって、I T 講習会を充実させる必要がある。

また、一般的にいて、I T 講習会は多数の人を対象に開かれていることが多いが、感覚障害者のための I T 講習会は少人数による個別対応に近いものにすることが肝要である。さらには、I T 講習会だけで止めるのではなく、その後のサポート体制の更なる充実も図らなければならない。

おわりに

障害者自立支援法が障害者総合支援法に代わったとはいえ、画期的に内容が変更されたとは言い難い。したがって、情報障害者への支援のあり方は、これまでに述べてきた問題点を解決するとともに支援内容を一層充実させるような体制を整えていくことである。

視覚障害者・聴覚障害者・盲ろう者の「情報障害」の状況を一日も早く「解消」するために、社会全体が全力を尽くすべきである。そして、その「解消」は、人権を前提においてなされなければならない。

注

- 1) 視覚障害者は通常“盲”と“弱視”に分けられているが、この両者の中間のような者すなわち墨字は見えないが一人歩きするにはそれほど不自由がない程度の視力を有する者を“準盲”と分類することもある。
- 2) 「全盲」に「いわゆる」をつけたのは、全盲は本来は全く目が見えない状態の者を指すが、一般的に「全盲」といったときには光覚や眼前手動弁、指数弁等の者を含んで用いられることが多いからである。
- 3) 「難聴」に「いわゆる」をつけたのは、難聴は聞こえの程度によってあまりにも幅が広いからである。
- 4) 盲ろう者について詳しくは、拙著『盲ろう者の自立と社会参加』（新幹社、2005年）の第2章以降を参照されたい。
- 5) 「生活視力」とは、墨字は見えなかったり見えにくかったりするが、外出したり行動したりすることにおいては晴眼者とあまり変わらない状態で生活ができる視力の状況をいう。
- 6) 同行援護制度における費用負担の問題点について詳しくは、拙著『自立を混乱させるのは誰か―障害者の「自立」と自立支援』（生活書院、2013年）の第4章第4節を参照されたい。
- 7) 音響式信号機の音が鳴る時間帯を制限している理由等について詳しくは、拙著『視覚障害者に接するヒント』（解放出版社、1997年）の第2章を参照されたい。
- 8) 通訳・介助員制度について詳しくは、前掲拙著『盲ろう者の自立と社会参加』の特に第3章を参照されたい。
- 9) 盲ろう者の数10センチの文化圏や、コンピューターがもたらす革命的状況について詳しくは、前掲拙著『盲ろう者の自立と社会参加』の終章を参照されたい。